

令和7年度犬山市DX推進支援業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度犬山市DX推進支援業務委託（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

全国の自治体と同様に、犬山市（以下、「本市」という。）においても少子高齢化及び人口減少の影響による財源や職員数の不足が避けられない中で、住民サービスをより高いレベルで維持できるように検討していく必要がある。そのため、各種業務プロセスのデジタル化を通じて限られた市のリソース（ヒト、カネ、モノ）を有効に活用し、持続可能な自治体運営の実現を目標として掲げ、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進を重要な施策として位置づけているところである。

本市はDXを進めるにあたり市民向けに「行かなくてもよい市役所」及び庁内向けに業務改善として「内部事務の効率化」を進め、更なる住民サービスの向上を目指すことを目的としている。

3 委託期間

契約を締結した日～令和8年3月6日

※ただし、やむを得ない事情がある場合には、開始時期が延期される可能性がある。

その際は別途協議の上、開始時期を決定することとする。

4 業務の内容

DX推進においては、本市の現状や課題を正確に把握し、それに基づいた施策が必要となる。これを踏まえ、本市のデジタル化を総合的に推進するために設置された「犬山市デジタル化推進委員会設置要綱」にて規定するCIO補佐官に外部人材として就任し、上記「2 業務の目的」を達成するために業務を行う。以下（1）～（5）を必須とし、受注者の企画によって魅力、特色のある提案を行う。

本業務は令和7年上期及び下期に分けて実施するものとする。上期の成果については、本市の承認を必要とし、上期の成果が承認されない場合、下期に進むことはできない。また上期の成果によっては下期の内容を見直し、契約内容の変更を行う場合がある。

A. 令和7年度上期

（1）現状分析及び課題抽出：市役所の業務プロセスや既存システム、及び市民が市役所に求めるニーズを調査し、DX推進に向けた課題を明確にする。

全庁的な業務プロセス、データ活用状況、及び市民のニーズ等の調査を行う。現場

職員からのヒアリングや既存システムの分析を通じて、現状のボトルネックや課題を抽出し、DX推進に向けた基礎資料を作成する。

(1-1) 必須要件

a 現状分析及び課題抽出方法

品質を担保するために使用するデータ、ツール、方法を明確にすること。現状分析結果及び抽出された課題についてはその根拠を示すこと。

(1-2) 提案事項

上述した要件に加え、上記「2 業務の目的」を達成すべく投資対効果を最大化する合理的かつ最適な方法で、現状分析および課題抽出を実施すること。

(2) ロードマップの策定支援：ロードマップを策定し、段階的な実施体制を確立するための支援を行う。

現状分析の結果を基に、短期・中期・長期の目標を設定し、それぞれの達成に向けた具体的なアクションプランとスケジュールを含めたロードマップの策定を合理的に支援する。

(2-1) 必須要件

a 中長期的視点の確保

柔軟性と適応力を向上させるために短期的だけでなく中長期でのロードマップ策定支援を行うこと。

b 各段階での具体的な目標と取り組み内容

各段階での具体的な目標と取り組み内容を明確にし、進捗状況を可視化できるよう支援を行うこと。

c 全体最適

チーム内外の円滑なコミュニケーションを促進し、関係者の意見を適切に反映して全体最適を図るための支援を行うこと。

(2-2) 提案事項

上述した要件に加え、上記「2 業務の目的」を達成すべく投資対効果を最大化する合理的かつ最適な方法でロードマップ策定支援を行うこと。

(3) 優先プロジェクトの選定と導入支援：必要なデジタル技術を選定し、効果的な導入を支援する。

ロードマップに基づき、短期的な成果が期待できる優先プロジェクトを選定・導入を支援する。これには、市民サービスの向上を目的としたデジタル化プロジェクトや、業務効率化を図るためのプロジェクトが含まれる。また、中・長期的なプロジェクトに関しても並行して支援する。

(3-1) 必須要件

a 投資対効果

優先プロジェクトを選定するにあたり投資対効果を明確化する支援を行う

こと。支援を行うにあたり根拠としたデータ及び計算方法を明確化すること。

b スケジュール

導入スケジュールにおいてはリスクを明確化し、柔軟なスケジュールの作成支援を行うこと。

(3-2) 提案事項

上述した要件に加え、上記「2 業務の目的」を達成すべく投資対効果を高めていくために優先プロジェクトの選定と導入について合理的に支援を行うこと。

B. 令和7年度下期

(4) 評価と改善：実施したプロジェクトの成果を評価し、改善点の特定を行う。

短期的な成果が期待できるものとして実施した優先プロジェクトの成果を定量的・定性的に評価し、得られたフィードバックを基に、次のフェーズに向けた改善点を特定する。

(4-1) 必須要件

a 評価データ

評価を行う際には必要な基礎データを明確にし、その取得方法、報告方法について発注者と合意した上で行うこと。

b 改善

改善点の特定を行う際には手法を明らかにすること。

(5) 教育プログラムの実施：デジタルスキル向上のための研修を実施する。

DX推進に必要なスキルセット（デジタルリテラシー、データ分析、プロジェクト管理など）を涵養するため、職員・市民向けの研修等を実施する。特に、職員向けに関してはデジタル技術に対する抵抗感を減らし、全職員がDXを推進する意識を持てるような研修内容とする。また市民向けに関しては市民が本市のDXについての見識を深めるための研修等を実施する。

(5-1) 必須要件

a デジタル技術に対する抵抗感の軽減

参加者がデジタル技術に親しみを持てるよう、抵抗感を減らすための研修（ワークショップ、体験セッションなど）を実施すること。

b 効果測定とフィードバック

研修の結果を定量的・定性的に評価し、その結果をもとに改善を行うこと。
改善手法を明確化すること。

(6) パートナーシップの構築支援：他自治体等との連携を強化するための支援を行う。

民間企業や大学、他の自治体との連携を深め、最新技術の導入やベストプラクテ

イスの共有ができるような支援を行うこと。

(7) 実証実験の推進支援: 実証実験による有効性の検証を行うための支援を行う。

新しい技術やサービスの導入に際して、まず小規模な実証実験を行い、その有効性を検証できる支援を行うこと。実証実験で得られた成果に基づき、本格導入を行うための支援を行うこと。

5 成果報告

C I O 補佐官として、「犬山市デジタル化推進委員会」、「経営会議」等への出席、市長・副市長等への報告等を情報政策課と協議の上行うものとする。ただし、プロジェクト管理中の進捗達成率評価及び課題対応については月次定例会にて発注者に報告すること。

本業務の成果物としては、半期ごとに、次の事項に関する報告書を電子データで1部、発注者へ提出するものとする。

(1) 上期成果報告（令和7年9月）

※デジタル田園都市国家構想推進交付金事業に応募することを目標とし、〇〇シティ構想のような本市が作成するロードマップに活用するため、以下の成果物を納品すること。

- ①「4. 業務の内容（1）現状分析・課題抽出」の結果報告書（市民及び職員のニーズを調査し、調査結果から課題を抽出して整理したものを想定）
- ②業務改善提案書・新規事業提案書（「4. 業務の内容（2）ロードマップ策定支援及び（3）優先プロジェクトの選定と実施」の成果物としての位置づけ）

(2) 令和7年度下期成果報告（令和8年3月）

①「4. 業務の内容（3）から（7）」における支援活動の実績報告書

※以下の指標について定量的に示すこと

- a. 業務プロセス改善：処理時間短縮、ペーパーレス化率
- b. 市民サービス向上：市民満足度、オンラインでできるサービスの拡大数
- c. 技術導入：稼働率、導入コスト、職員習熟度
- d. 職員能力：スキル習得率、理解度、適応力
- e. プロジェクト管理：進捗達成率評価、課題対応、コストパフォーマンス

②令和8年度以降に向けた引継ぎ資料

6 納品場所

成果物の納品場所は犬山市経営部情報政策課とする。

7 支払い

委託料は令和8年3月6日の検収後に受注者が発注者に請求し、発注者は請求書を

受領してから30日以内に支払うものとする。

8 著作権等

- (1) 成果物の著作権は、発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、発注者に対し、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡する。

9 その他

- (1) 受注者は業務打合せの際、打合せ議事録をその都度作成するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は明記のない事項については、その都度、発注者と受注者が協議の上決定する。
- (3) 受注者は、本業務で得た成果物を発注者の許可なく無断で外部に貸与、使用または公表してはならない。
- (4) 受注者は、閲覧資料その他貸与した資料を委託業務の完了後に返還すること。写しを取っている場合も同様とする。
- (5) 受注者は、本業務実務上で知り得た情報、作成した関連資料及び中間成果等については、他に漏らしてはならない。
- (6) 受注者は、契約締結時に契約書に添付する「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に則り、本業務の実施の過程で本市が関与した情報（公知の情報を除く）、他の業者から提供された情報及び受注者が作成した情報を本業務の目的以外での使用又は第三者に開示、若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。